

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～	

<p>目次</p> <p>第4章 契約</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第57条 契約事業者の契約の変更に伴う第6種契約の扱い</p> <p>第4章 契約</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>(契約事業者の契約の変更に伴う第6種契約の扱い)</p> <p>第57条 当社は、契約事業者（当社が別に定める者に限ります。以下本条において同じとします。）がその第6種契約に係る光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）について、契約事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行う場合は、第6種契約者に通知し、第6種契約者と協議した上で、その第6種契約に係る通信又は保守の態様による細目の変更又は契約の解除を行なうもの とします。</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める 契約事業者は、東日本電信電話株式会社とします。</p> <p>(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める 光アクセス回線は、料金表第1表に規定するカテゴリ-5又はカテゴリ-6のタイプ4のコースBのメニューB（契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1に係るものに限ります。）に係るものとします。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(I P通信網契約者からの通知)</p> <p>第100条 I P通信網契約者（オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。）は、他社接続契約者回線又はデータ利用回線について、第46条（第6種契約申込みの方法）に規定する事項又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p>	<p>目次</p> <p>第4章 契約</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第57条 削除</p> <p>第4章 契約</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第57条 削除</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(I P通信網契約者からの通知)</p> <p>第100条 I P通信網契約者（オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。）は、他社接続契約者回線又はデータ利用回線について、第46条（第6種契約申込みの方法）に規定する事項又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p>
---	--

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日		2021年2月1日～

2 I P通信網契約者は、特定協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下本条において同じとします。）の提供する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り、特定加入者回線に係るものを除きます。）について、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表の規定により通信又は保守の態様による細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

3 I P通信網契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。

(1) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

(2) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものとします。

特定協定事業者の契約約款の名称	サービス名称
I P通信網サービス契約約款	I P通信網サービス（メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1のものに限ります。）

別記

14 光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等

(1) 東日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等			
EK010	メニュー5-1	I型	100Mb/s	プラン1
EK020				プラン2
EK030	削除			
(略)	(略)			
備考	(略)			

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。

(1) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

(2) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。

(1) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

(2) 他社接続契約者回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

別記

14 光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等

(1) 東日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等
EK010	削除
EK020	
EK030	
(略)	(略)
備考	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 第4種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容														
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p> C タイプ4に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>別記14のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 コース3、コースNB及びコースP10は、カテゴリ-1に限り提供します。</p> <p>(ウ) IPアドレス数による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区 別	内 容	(略)	(略)	コース2	別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの	コース3	別記14のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの	(略)	(略)	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容														
(略)	(略)														
コース2	別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの														
コース3	別記14のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの														
(略)	(略)														
区 別	内 容														
(略)	(略)														

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 第4種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容				
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(イ) アクセス回線の細目による区別</p> <p> C タイプ4に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				
	<p>(略)</p>				
	<p>備考</p> <p>1 コースNB及びコースP10は、カテゴリ-1に限り提供します。</p> <p>(ウ) IPアドレス数による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

1 IPアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ4	(略)	(略)
	コース2	プラン1からプラン3
	コース3	プラン1からプラン5
	(略)	(略)

1 IPアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ4	(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

(3) 利用料の適用

イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限り。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリ1のもの(プラン1のものに限り。)

区 別		基本額適用数
タイプ4	(略)	(略)
	コース2	5
	コース3	2
	(略)	(略)

(3) 利用料の適用

イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス(次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限り。)に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合(累計数が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリ1のもの(プラン1のものに限り。)

区 別		基本額適用数
タイプ4	(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(イ) カテゴリー2のもの

区 別	基本額適用数
タイプ4 (コース1及びコースNのもの)	(略)
<u>タイプ4 (コース2のもの)</u>	<u>100</u>
タイプ4 (コースP1のもの)	(略)

(イ) カテゴリー2のもの

区 別	基本額適用数
タイプ4 (コース1及びコースNのもの)	(略)
タイプ4 (コースP1のもの)	(略)

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ウ タイプ4のもの

(ウ) コース2のもの

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
<u>プラン1</u> <u>のもの</u>	<u>基本額</u>	<u>1の第4種契約者識別番号ごとに</u> <u>105,000円</u> <u>(115,500円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>1の接続利用者識別符号数が5を超えて50までの部分</u> <u>21,000円</u> <u>(23,100円)</u>
		<u>接続利用者識別符号数が50を超える部分</u> <u>20,000円</u> <u>(22,000円)</u>
<u>プラン2</u> <u>のもの</u>	<u>1の利用者識別符号ごとに</u>	<u>27,000円</u> <u>(29,700円)</u>
<u>プラン3</u> <u>のもの</u>	<u>1の利用者識別符号ごとに</u>	<u>44,000円</u> <u>(48,400円)</u>

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ウ タイプ4のもの

(ウ) 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(工) コース3のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
<u>プラン 1</u> <u>のもの</u>	<u>基本額</u>	<u>1の第4種契約者識別番号ごとに</u>	<u>120,000円</u> <u>(132,000円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>1の接続利用者識別番号ごとに</u>	<u>60,000円</u> <u>(66,000円)</u>
	<u>接続利用者識別番号数が2を超えて10までの部分</u>		<u>59,000円</u> <u>(64,900円)</u>
<u>プラン 2</u> <u>のもの</u>		<u>1の利用者識別番号ごとに</u>	<u>85,000円</u> <u>(93,500円)</u>
<u>プラン 3</u> <u>のもの</u>		<u>1の利用者識別番号ごとに</u>	<u>101,000円</u> <u>(111,100円)</u>
<u>プラン 4</u> <u>のもの</u>		<u>1の利用者識別番号ごとに</u>	<u>128,000円</u> <u>(140,800円)</u>
<u>プラン 5</u> <u>のもの</u>		<u>1の利用者識別番号ごとに</u>	<u>152,000円</u> <u>(167,200円)</u>

(2) カテゴリ-2のもの

エ タイプ4のもの

(イ) コース2のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
<u>基本額</u>		<u>1の第4種契約者識別番号ごとに</u>	<u>600,000円</u> <u>(660,000円)</u>

(工) 削除

(2) カテゴリ-2のもの

エ タイプ4のもの

(イ) 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

加算額	接続利用者識別符 数が100を超えて 500までの部分	1の接続利用 者識別符ご とに	6,000円 (6,600円)
	接続利用者識別符 数が500を超える部 分		5,800円 (6,380円)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容														
(2) 品目及び細 目に係る料金 の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>B タイプ4に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース3</td> <td>別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>コースB</td> <td>別記14のEK010、EK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>提供するアクセス回線の細目等による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー1</td> <td>コース3からコースGF</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース3	別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの	(略)	(略)	コースB	別記14のEK010、EK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの	(略)	(略)	区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別	カテゴリー1	コース3からコースGF
区 別	内 容														
コース3	別記14のEK020に係る光アクセス回線を利用するもの														
(略)	(略)														
コースB	別記14のEK010、EK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの														
(略)	(略)														
区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別														
カテゴリー1	コース3からコースGF														

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容												
(2) 品目及び細 目に係る料金 の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>B タイプ4に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>コースB</td> <td>別記14のEK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>提供するアクセス回線の細目等による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー1</td> <td>コースFからコースGF</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	(略)	(略)	コースB	別記14のEK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの	(略)	(略)	区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別	カテゴリー1	コースFからコースGF
区 別	内 容												
(略)	(略)												
コースB	別記14のEK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの												
(略)	(略)												
区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別												
カテゴリー1	コースFからコースGF												

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

カテゴリー2	コース3 、コースF、コースM及びコースGF
カテゴリー3	コース3 、コースF、コースM、コースP1及びコースGF
カテゴリー5	コース3 、コースF (別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。)、コースM (別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。)、コースB、コースP1、コースP10及びコースGF (別記14のEM030に係るものを除きます。)
カテゴリー6	コース3 、コースF (別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。)、コースM (別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。)、コースP1及びコースGF (別記14のEM030に係るものを除きます。)

カテゴリー2	コースF、コースM及びコースGF
カテゴリー3	コースF、コースM、コースP1及びコースGF
カテゴリー5	コースF (別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。)、コースM (別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。)、コースB、コースP1、コースP10及びコースGF (別記14のEM030に係るものを除きます。)
カテゴリー6	コースF (別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。)、コースM (別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。)、コースP1及びコースGF (別記14のEM030に係るものを除きます。)

(工) IPアドレス数による区別
IPv4に係るIPアドレス

区別	内容
(略)	(略)

(工) IPアドレス数による区別
IPv4に係るIPアドレス

区別	内容
(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9 (カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ5のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ4	コース3	プラン1からプラン3
	(略)	(略)

ウ 品目

(ウ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
コース3のもの 、コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの及びコースUのもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリ1のもの

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9 (カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ5のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
タイプ4	(略)

ウ 品目

(ウ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
タイプ4	(略)	(略)
備考 (略)		

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリ1のもの

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

	コースFのもの			3,130円 (3,443円)
	コースMのもの			2,980円 (3,278円)
	コースP1のもの			7,300円 (8,030円)
	コースGFのもの			3,130円 (3,443円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) カテゴリー5のもの

イ タイプ4のもの

(ア) コース3のもの

東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>34,500円</u> <u>(37,950円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>43,500円</u> <u>(47,850円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>64,000円</u> <u>(70,400円)</u>

(5) カテゴリー6のもの

イ タイプ4のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

<u>タイプ4のもの</u>	コースFのもの	<u>1の契約ごとに</u>	3,130円 (3,443円)
	コースMのもの		2,980円 (3,278円)
	コースP1のもの		7,300円 (8,030円)
	コースGFのもの		3,130円 (3,443円)
(略)	(略)	(略)	(略)

(4) カテゴリー5のもの

イ タイプ4のもの

(ア) 削除

(5) カテゴリー6のもの

イ タイプ4のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

コース3のもの	18,700円 (20,570円)
(略)	(略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額
(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4の[コース3](#)、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5であって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ5のコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4の[コース3](#)、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

(略)	(略)
-----	-----

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額
(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5であって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ5のコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年2月1日時点

～2021年1月31日

2021年2月1日～

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

(1) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ3のコース1に係るもの	(略)
タイプ4に係るもの	コース3、コースF又はコースBに係るもの
	(略)
	(略)
備考 (略)	

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

(1) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分	料金額
タイプ3のコース1に係るもの	(略)
タイプ4に係るもの	コースF又はコースBに係るもの
	(略)
	(略)
備考 (略)	

第2 使用料

2 第6種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

第2 使用料

2 第6種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年2月1日時点	
~2021年1月31日		2021年2月1日~	
(2) 屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線（カテゴリ-5又はカテゴリ-6の コース3 、コースF又はコースBに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。	(2) 屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線（カテゴリ-5又はカテゴリ-6のコースF又はコースBに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。